

共済組合への手続きは  
済ませましたか!?

## 新たに共済組合員と なられた方へ

新たに、公立学校、県教育委員会事務局及び所管の教育機関にて、週20時間以上勤務等の条件を満たす職員となった方は、「短期組合員資格取得届書」又は「一般組合員資格取得届書」を提出して「公立学校共済組合組合員証」の交付を受けてください。

また、被扶養者認定申請の必要な扶養家族がある方は、下表を参考に忘れずに手続きしてください。手続き書類の詳細は令和6年3月7日付け文書「組合員資格取得届書の提出について(通知)」をご覧ください。

いただき、様式を当支部のホームページからダウンロードしてお手続きを行ってください。

また、新規に組合員となる方に向けた案内リーフレット(英語版あり)もホームページ(QRコード参照)に掲載しておりますのでご覧ください。



(Information about the Mutual Aid Association of Public School Teachers)



タンキちゃん

資格取得者に被扶養者の要件を備えている扶養家族がいる場合は、**被扶養者の認定手続きを速やかにお願いします!** (手続きが30日以上遅れた場合、被扶養者認定申請書類を受付けた日からの認定となってしまいます!!)

区分	手続き	添付書類等
普通認定	給与条例上の扶養親族として認定を受けている方が対象の場合は、「被扶養者(認定)申告書」及び「個人番号(マイナンバー)報告書」を提出してください。	20歳以上60歳未満の配偶者の場合は、「国民年金第3号被保険者関係届」と「基礎年金番号分かるもの」も添付してください。
特別認定	普通認定に該当しない方で、年間収入が130万円(障がいを事由とする公的年金受給者及び60歳以上は180万円)未満の方は、「被扶養者特別認定申請書」及び「個人番号(マイナンバー)報告書」を提出してください。	「扶養の申立書」に扶養の確認書類を添付してください。20歳以上60歳未満の配偶者の場合は、普通認定と同様に「国民年金第3号被保険者関係届」と「基礎年金番号分かるもの」が必要です。

## 被扶養者の認定期限切れにご注意を!!

特別認定申請か、取消申告か、  
どちらかの手続きが必要なんだね!!

被扶養者のうち、令和5年度中に満22歳になった給与法上の扶養親族であった方(平成13年4月2日生~平成14年4月1日生)は、令和6年3月31日で普通認定の認定期限が満了となっています。

該当者には、所属所経由で別途通知済みですが、「特別認定申請」又は「認定取消」のいずれ

かの手続きを令和6年4月30日までに必ず行ってください。

就職等で被扶養者でなくなる場合には、認定取消の手続きが必要です。必要な手続きを行わずに、4月1日以降に医療機関で受診された場合には、共済組合が負担した医療費は組合員の方に返還していただくこととなります。



お問い合わせ 年金・給付班 大田・森岡 ☎059-224-2994

## 組合員証・被扶養者証等の

# 盗難・紛失にご注意を!!

組合員証等の再交付理由として、紛失が大半を占めます。組合員証等は、

身分証明書として扱われることがある!

クレジットカードとは違い、発行元に連絡することにより使用不能とすることができない!

となっておりますので保管には十分御注意願います。

組合員証等は、一人につき一枚交付しています。被扶養者の方々にも被扶養者証の保管には十分注意していただくようお願いください。

万が一、盗難や紛失により被害を受けた場合であっても、共済組合ではその被害について責任を負いかねますので、必ず警察に盗難届を提出してください。

### 【令和5年度の再交付受付件数】 ※1

再交付理由	件数 ※2		
	組合員証	被扶養者証	計
紛失	96件	72件	168件
盗難	4件	3件	7件
損傷	15件	3件	18件
その他	0件	4件	4件
計	115件	82件	197件

※1 令和6年3月5日当支部受付分まで

※2 組合員証、被扶養者証にはそれぞれ任意継続組合員のものを含まず。

大切に保管してね



## 組合員・被扶養者の

# 住所変更の手続きを忘れずに

- 異動の関係で転居した
- 扶養の子が大学進学で一人暮らしを始めた・・・など



組合員や被扶養者が引っ越した場合は共済組合へも報告をお願いします!

- ・ 報告が無いと「ねんきん定期便」や「特定健診」のご案内をお届けできません。
- ・ マンション・アパート等にお住まいの場合は、建物名と号室まで報告してください。
- ・ 住民票を移していなくとも、実際に居住している住所を報告してください。
- ・ 被扶養者が海外に行く場合は、被扶養者から外れる場合があります。

提出書類：記載事項等変更申告書

国民年金被保険者住所変更届 (20歳以上60歳未満の被扶養配偶者がいる場合)

お問い合わせ 年金・給付班 大田・森岡 ☎059-224-2994

## 令和6年度 公立学校共済組合掛金率・負担金率等について

令和6年度の公立学校共済組合員に係る「掛金率（保険料率）」・「負担金率」は下表のとおりです。

なお、標準報酬制においては、月例給与に係る掛金率（保険料率）と期末勤勉手当に係る掛金率（保険料率）は同一です。

		一般組合員・特別職の組合員		船員一般組合員		独立行政法人一般組合員・特別職の組合員		後期高齢者医療の被保険者に該当する組合員		
		令和6年4月～	昨年度比	令和6年4月～	昨年度比	令和6年4月～	昨年度比	令和6年4月～	昨年度比	
短期 (短期給付)	掛金率(※1)	48.01	-	46.36	0.31	48.01	-	5.00	0.93	
	負担金率	49.16	1.05	50.81	0.74	48.01	-	6.15	1.98	
	内訳	負担金率(※1)	(48.01)	-	(49.66)	△0.31	(48.01)	-	(5.00)	0.93
		育休・介護休業に係る公的負担金率	(1.15)	1.05	(1.15)	1.05	-	-	(1.15)	1.05
介護 (介護保険)	掛金率	7.96	△0.04	7.96	△0.04	7.96	△0.04	-	-	
	負担金率	7.96	△0.04	7.96	△0.04	7.96	△0.04	-	-	
長期 (年金)	厚生年金	保険料率(※2)	183.00	-	183.00	-	183.00	-	-	-
		基礎年金拠出金等に係る公的負担の負担率	39.60	△1.30	39.60	△1.30	39.60	△1.30	-	-
	経過的長期	負担金率	0.0953	△0.0037	0.0953	△0.0037	0.0953	△0.0037	0.0953	△0.0037
	退職年金	掛金率	7.50	-	7.50	-	7.50	-	7.50	-
		負担金率	7.50	-	7.50	-	7.50	-	7.50	-

- ※1 短期に係る掛金率・負担金率には、「福祉事業に係る掛金率・負担金率（ともに1.41 / 1,000）を含みます。  
 ※2 厚生年金に係る保険料率は、上記表に掲げる率の1/2ずつを組合員・事業主双方で負担することとなります。  
 ※3 短期組合員は短期及び介護のみ対象となります。

(注1) 各種掛金・負担金の種類は次のとおりです。

- ・短期給付：医療機関を受診した場合に係る医療給付及び傷病手当金等の各種給付金の財源に係るものです。
- ・介護保険：介護保険法で定められる介護保険制度に係るもので、介護保険法第2号被保険者に該当する「40歳以上65歳未満の組合員」が対象となります。
- ・厚生年金：厚生年金給付に係るものです。
- ・経過的長期：平成27年9月までの組合員期間がある方に対して経過措置として給付される職域部分の年金給付に係るもので、事業主の負担となるものです。
- ・退職年金：平成27年10月の被用者年金制度一元化に伴い創設された「年金払い退職給付」に係るものです。

(注2) 組合員の負担となる掛金（保険料）の計算方法は次のとおりです。毎月の給与及び賞与の支給月に控除されます。

- ・掛金（短期給付・介護保険・退職年金）：
  - ① 毎月の掛金 = 標準報酬月額 × 上記表の掛金率
  - ② 期末勤勉手当に係る掛金 = 期末勤勉手当額（千円未満切捨て） × 上記表の掛金率
- ・保険料（厚生年金）：
  - ① 毎月の掛金 = 標準報酬月額 × 上記表の保険料率 ÷ 2（円位未満端数切捨て）
  - ② 期末勤勉手当に係る掛金 = 期末勤勉手当額（千円未満切捨て） × 上記表の保険料率 ÷ 2（円位未満端数切捨て）

お問い合わせ 福祉班 森賀 ☎059-224-2989

## 育児休業期間を変更 された組合員の方へ

# 該当される方は、「育児休業等掛金等免除変更申出書」を 共済組合へ提出してください！

これまで取得されていた育児休業について延長・短縮など**育児休業期間を変更**(※)された方は、「育児休業等掛金等免除変更申出書」を当共済組合三重支部あて速やかにご提出いただきますようお願いいたします。

※育児休業期間を変更した場合は次のようなケースが該当します。

- ① 育児休業の承認の取り消しや育児休業期間の短縮の承認を受け、職務に復帰した場合  
(同日付で産前休暇の承認を受けた場合を含みます。)
- ② 育児休業期間の延長を承認された場合

## 育児休業から職場復帰 された組合員の方へ

# 該当される方は、「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」 により標準報酬等級・月額の見直しができます！

お子様の3歳の誕生日前日以前に育児休業から復帰される方で、復職後の3ヶ月の給与支給額の平均額から算定される「標準報酬等級」と育児休業期間中の「標準報酬等級」(従前の等級)と比べて**1等級以上差がある場合**(※)については、「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」を共済組合へ提出することにより、復職から4月日以降の標準報酬等級(標準報酬月額)について見直しを行なうことができます。

※ 復職後の改定の等級と **2等級以上差がある場合**については、別途「**随時改定**」の対象となります。

お問い合わせ 福祉班 森賀 ☎059-224-2989

## 4月から6月に産前産後休業を取得した場合の 保険者算定について

産前産後休業を取得した場合、本人の意思によらず報酬が下がることがあります。

産前産後休業の取得時期が4月から6月を含む場合、4月から6月の報酬が定時決定の算定の基礎となることから報酬が下がった場合は、その後の育児休業手当金の給付額等が他の時期に産前産後休業を取得された場合と比べ低く算定されることとなり、不合理な差が生じます。

出産予定日の違いによって生じる不合理な差を是正するため、次の要件を満たす場合は特例措置として、保険者算定を行うことができます。

### ● 保険者算定が認められる要件

次のアがイを2等級以上下回ること。

ア 産前産後休業を取得する4月から6月までに受けた報酬の月平均額<sup>(※)</sup>から算出した標準報酬月額

イ 産前産後休業を開始した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額(当該組合員が現に属する組合により定められたものに限る。)の平均額を報酬月額として算出した標準報酬月額

※ 報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月を除いた平均額

### ● 対象外となるケース

- ① 雇用保険の適用を受ける場合
- ② 直近の継続した期間において標準報酬の月額が定められている月が12月に満たない場合(採用等から11月以内に産前産後休業を取得する場合)

### ● 申請方法

次の書類をご提出ください。

- ・「産前後休業に係る標準報酬定時決定保険者算定申出書」
- ・4月から6月の給与明細の写し(※)市町費職員のみ

お問い合わせ 福祉班 森賀 ☎059-224-2989

令和6年度

# 保健厚生事業のご案内



お見逃しなく!

公立学校共済組合では、次の保健厚生事業を実施する予定です。  
 詳細につきましては、所属所長あて通知文書、公立学校共済組合三重支部のホームページ (<https://www.kouritu.or.jp/mie/>) でその都度お知らせします。

事業名		募集時期		実施時期	対象者
健診	特定健康診査			7月～3月【予定】	40歳以上75歳未満の 組合員及び被扶養者
	特定保健指導			随時	
	人間ドック	第1回	4月19日まで	5月～1月	組合員・互助会員
		第2回	6月初旬～7月4日		
	女性健診	5月【予定】		8月～2月【予定】	女性組合員
	脳ドック	5月【予定】		8月～2月【予定】	組合員
	胃検診	通年		通年	定期健康診断において胃検査が必須でない組合員
	歯科健診	4月～2月		4月～2月	組合員
ストレスドック	6月【予定】		8月～2月【予定】	組合員	
セミナー	ライフプラン第1期セミナー	5月～6月【予定】		7月【予定】	45歳から55歳までの 組合員及びその配偶者
	ライフプラン第2期セミナー	5月～6月【予定】		8月【予定】	50歳代後半の 一般組合員及びその配偶者
	ライフプラン第3期セミナー	11月～12月【予定】		1月～2月【予定】	年度末退職予定の一般組合員
	ライフプランセミナー40	5月～6月【予定】		8月【予定】	45歳未満の組合員及びその配偶者
	リフレッシュセミナー	8月～9月【予定】		10月～11月【予定】	組合員及びその配偶者
相談	心の健康相談室	通年	通年	通年	組合員及びその被扶養者
	教職員電話健康相談24				
	女性医師電話相談				
	介護電話相談				
	Web相談(こころの相談)				
	電話・面談によるメンタルヘルス相談				
	LINEを使ったメンタルヘルス相談 《心ほっとサポート @公立学校共済》	通年	通年	通年	組合員
直営病院によるメンタルヘルス相談	通年	通年	通年	組合員及びその被扶養者	
直営病院によるセカンドオピニオン相談					
その他	予防接種補助	2月末接種分まで		3月10日まで【予定】	組合員
	プラザ洞津利用促進	通年		通年	組合員
	WEBウォーキング大会	9月～10月【予定】		10月～12月【予定】	組合員及びその被扶養者

NEW!!

お問い合わせ 福祉班 上野(伸)・世古口・村田 ☎059-224-2989

共済組合  
互助会  
退教互  
三重県教育委員会

# 器官別健診のご案内

公立学校  
共済組合員対象



## 胃検診

胃がんの早期発見を目的として、胃部X線（バリウム）検査を実施します。

- ◆ 受診期間 定期健康診断（事業主健診）と同時受診
- ◆ 受診者自己負担金 無料

## 歯科健診

う蝕、歯周疾患その他口腔疾患の予防・早期発見と治療を目指した保健指導を行います。

- ◆ 募集人数 600人
- ◆ 受診期間 令和6年4月1日から令和7年2月28日まで
- ◆ 受診者自己負担金 無料

## 脳ドック

脳出血や脳梗塞などの脳血管疾患の早期発見を目的に、MRI（磁気共鳴映像）、MRA（磁気共鳴血管撮影）を中心とした、脳の血管や血液の状態などを調べる健診を実施します。

- ◆ 募集人数 720人
- ◆ 募集時期 令和6年5月【予定】
- ◆ 受診期間 令和6年8月1日から令和7年2月28日まで
- ◆ 受診者自己負担金 18,000円

## 女性健診

マンモグラフィー、乳腺エコーによる乳がん検査、子宮頸部細胞診による子宮頸がん検査に骨密度検査を組み合わせた健診を実施します。

- ◆ 募集人数 390人
- ◆ 募集時期 令和6年5月【予定】
- ◆ 受診期間 令和6年8月1日から令和7年2月28日まで
- ◆ 受診者自己負担金 6,000円

(注1) 胃検診は、令和7年4月1時点で40歳未満の組合員が対象です。学校に勤務する40歳以上の教職員については、胃検診が定期健康診断の法定項目となっているため、当事業の対象となりません。ただし40歳以上であっても、胃検診が定期健康診断の法定項目となっていない方は対象となります。

(注2) 今年度から75歳以上の組合員も利用できるようになりました。

詳細については、後日（胃検診と歯科健診は4月、脳ドックと女性健診は6月）送付予定の所属所長あて通知文書、共済組合ホームページ（<https://www.kouritu.or.jp/mie/>）にてご案内します。

お問い合わせ 福祉班 上野（伸）・世古口 ☎059-224-2989

**募集中!**  
お急ぎください!

# 人間ドックのご案内

共済組合では、疾病の早期発見・早期治療の観点から、令和6年度の人間ドックを次のとおり実施する予定です。

**令和6年度も昨年度に引き続き、2回に分けて募集を行います。**受診を希望される方はお忘れのないようにお申込みをお願いします。

詳細は、令和6年4月1日付け公共三第1号「令和6年度人間ドック事業の実施に係る受診希望者の募集について(通知)」又は共済組合ホームページ(<https://www.kouritu.or.jp/mie/>)をご覧ください。

お忘れなくお申込みを!



共済組合

互助会

退教互

三重県教育委員会

## 対象者

公立学校共済組合三重支部組合員  
(一財)三重県公立学校職員互助会会員 (注1)

## 募集期間 など

募集回	区分	募集人数	募集期間
第1回	1泊2日	110人	令和6年4月1日(月)～ 令和6年4月19日(金)
	1日	9,130人	
第2回 (注2)	1泊2日	15人	令和6年6月10日(月)～ 令和6年7月4日(木)
	1日	445人	

## 受診者 自己負担金

区分	共済組合員		互助会の会員資格のみ有している方
	県費負担職員	県費外負担職員	
1泊2日	40,500円	42,500円	43,000円
1日	10,500円	12,500円	20,000円

## 申込方法

「令和6年度 人間ドック受診申込書」(注3)により、受診希望者を所属所で取りまとめ、共済組合へ提出してください。



- 注1. 育児休業中の方、病気休暇中の方、派遣職員、短期組合員、後期高齢組合員も対象となります。任意継続組合員は対象外です。
- 注2. 第2回の募集人数、募集期間については、一部変更する場合があります。第2回の募集に当たっては改めてご案内させていただきます。
- 注3. 令和6年4月1日付け公共三第1号「令和6年度人間ドック事業の実施に係る受診希望者の募集について(通知)」又は共済組合ホームページ(<https://www.kouritu.or.jp/mie/>)をご覧ください。

お問い合わせ 福祉班 上野(伸)・村田 ☎059-224-2989



# 人間ドックQ&A

**Q1**

## 申し込みにも年齢制限はありますか？

- A1.** ありません。20代の方でも75歳以上の方でもお申込みいただけます。  
昨年度までは75歳以上の後期高齢組合員は対象外でしたが、今年度から対象となります。  
なお、受診希望者が健診機関ごとの設定受診枠を超えた場合、年齢等の優先順位にしたがって受診予定者を決定します。

**Q2**

## 支援員や常勤講師は申し込むことはできますか？

- A2.** 組合員であればできます。ただし、任意継続組合員は対象外です。  
また、申込時点から受診日まで引き続き組合員であることが条件となります。

**Q3**

## 現在、育休中ですが、申し込むことはできますか？

- A3.** できます。  
育休や病休を取得されている方もお申込みいただけます。

**Q4**

## 充指導主事ですが、原籍校、実際に勤務している所属所、どちらから申し込んだらいいですか？

- A4.** どちらからお申込みいただいても構いません。  
受診決定については、お申込みいただいた所属所へ送付いたしますので、あらかじめご承知おきください。  
市町教委所属で小中学校に勤務する方（給食調理員、校務員、学習指導員等）も同様です。

**Q5**

## ウェブサイトから申し込むことはできますか？

- A5.** 申し訳ありませんが、できません。  
お手数ですが、「令和6年度 人間ドック受診申込書」を使用していただき、郵送又はFAX（059-224-2990）にてお申込みください。  
申込書は、共済組合のホームページ（<https://www.kouritu.or.jp/mie/>）で提供しています。



Q6

**乳がん検査や子宮がん検査は項目に含まれていますか？****A 6.** 含まれています。

乳がん検査については、原則、マンモグラフィー又は乳腺エコーから、いずれか一つを選択して受診することができます(注)。検査料金は全額共済組合が負担します。

同様に、子宮頸がん検査(子宮頸部細胞診)(注)、50歳以上の男性に対する前立腺がん検査(P S A)についても、全額共済組合負担で受診していただくことができます。

(注) 健診機関によっては選択・受診できない場合があります。詳細は募集要項をご覧ください。

Q7

**受診者自己負担額に対して補助はありますか？****A 7.** 自己負担額は共済組合が補助した後の金額となっています。

人間ドック(1日ドック)の受診には、男性であれば35,000円程度、女性であれば43,000円程度が本来の検査料金です。本来の検査料金から自己負担を差し引いた金額を健診機関に共済組合が直接支払うことで補助を行っています。

(一財)三重県退職教職員互助会(退教互)に加入されている現職会員の方は、最終的な自己負担金額が6,000円以上であった場合、領収書(コピー可)を添付して退教互に申請することで、会員一人につき、年度内1回に限り、3,000円の補助を受けることができます。詳細については、退教互(TEL:059-226-5235)へ直接お問い合わせください。



Q8

**検査の一部項目を受診しないことは可能ですか？****A 8.** 40歳以上の共済組合員は、人間ドックの受診結果を特定健康診査の受診結果に代えることとなっています。そのため、40歳以上の共済組合員は、特定健康診査の検査項目(身長、体重、腹囲測定、血圧測定、血液検査)については必ず受診してください。

それ以外の場合は、一部検査項目をキャンセルすることができます。ただし、一部検査項目を受診しなかった場合であっても自己負担額は変わりません。

Q9

**受診に際し、新型コロナウイルス感染症に関して注意することはありますか？****A 9.** もし新型コロナウイルス感染症や、その他の感染症を発症してしまった場合、一定期間内(健診機関によっては1か月程度)は受診ができない場合があります。

健診機関によって基準が異なりますので、その場合は受診予定の健診機関へお問い合わせください。